篠栗町 保育所利用料表

タ日知口の旧会の屋ナス卅世の眺屋マハ					A		B (ひとり親世帯等)	
各月初日の児童の属する世帯の階層区分				市の陪唐区分	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
階層区分		定義		0・1・2歳児	0・1・2歳児	0・1・2歳児	0・1・2歳児	
第1		生活保護受給世帯等		0	0	0	0	
第2		市町村民税 非課税世帯 2人目(当		1人目(基準額)	0	0	0	0
				2人目(半額)	0	0	0	0
				3人目以降	0	0	0	0
			48,600円未満	1人目(基準額)	19, 500	19, 300	9, 000	9,000
第3				2人目(半額)	9, 750	9,650	0	0
				3人目以降	0	0	0	0
			48,600円以上 57,700円未満	1人目(基準額)	30, 000	29, 600	9,000	9, 000
	A			2人目(半額)	15, 000	14, 800	0	0
				3人目以降	0	0	0	0
			57, 700円以上 77, 101円未満	1人目(基準額)	30,000	29, 600	9, 000	9,000
第4	В			2人目(半額)	15, 000	14, 800	0	0
			, , , , , , , ,	3人目以降	0	0	0	0
		所得割	77, 101円以上 97, 000円未満	1人目(基準額)	30, 000	29, 600	30,000	29, 600
	С			2人目(半額)	15, 000	14, 800	15, 000	14, 800
				3人目以降	0	0	0	0
	•		97,000円以上 169,000円未満	1人目(基準額)	44, 500	43, 900	44, 500	43, 900
第5		額		2人目(半額)	22, 250	21, 950	22, 250	21, 950
				3人目以降	0	0	0	0
第6			169,000円以上 301,000円未満	1人目(基準額)	61, 000	60, 100	61,000	60, 100
				2人目(半額)	30, 500	30, 050	30, 500	30, 050
				3人目以降	0	0	0	0
第7			301,000円以上 397,000円未満	1人目(基準額)	80, 000	78, 800	80,000	78, 800
				2人目(半額)	40, 000	39, 400	40,000	39, 400
				3人目以降	0	0	0	0
_			397,000円以上	1人目(基準額)	82, 500	81, 100	82, 500	81, 100
第8				2人目(半額)	41, 250	40, 550	41, 250	40, 550
				3人目以降	0	0	0	0

(留意事項)

- ・利用料の算定には、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除等は控除しません。
- ・3歳以上児の場合、 黄色 塗りつぶし部分の階層区分に該当する場合は、副食費免除の対象となります。
- ・ひとり親世帯等とは、母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる 父子世帯および在宅障がい児(者)(身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の 交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金等の受給者)のいる世帯をいいます。

(多子世帯の利用料の軽減について)

Aの場合	B(ひとり親世帯等)の場合			
第2階層から第4A階層の世帯では、子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に関わらず、第2子は半額(第2階層は無料)、第3子以降は無料となります。 第4B階層から第8階層の世帯では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。	第2階層から第4B階層の世帯では、子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に関わらず、第2子以降は無料となります。 第4C階層から第8階層の世帯では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。			